

お客さま各位

株式会社 東日本銀行

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を ふまえた預金規定の改定について

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえ、東日本銀行では、2019年10月より、預金規定を改定いたします。当行では、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」を定めてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に取り組んでおり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「外国為替及び外国貿易法」により、お客さまの確認（取引時確認）をさせていただいておりますが、上記ガイドラインにもとづき、お客さまのお取引引きの内容、状況等に応じて追加で確認などをおこなう場合がございます。

また、当行が求める確認へのご回答や資料のご提出がいただけない場合には、お取引引きの全部または一部を制限することや、お取引引きをお断りすることがございます。

何卒ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引引きされているお客さまにも適用させていただきます。

### 1. 対象となるおもな預金規定

2019年10月1日（火）より改定予定

#### 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえた改定をおこなうおもな預金規定

普通預金取引規定

決済用普通預金規定

貯蓄預金取引規定

納税準備預金規定

当座勘定規定（一般当座用・個人当座用・専用約手口用）

外貨普通預金取引規定

### 2. おもな改定内容

#### 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえた改定

普通預金取引規定に以下の下線部分を追加します。また、他の預金規定についても、以下の内容と同様の規定の改定・追加をおこないます。

## 普通預金規定（抜粋）「取引等の制限」条項の新設

## 12.（取引等の制限）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種の確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに預金者から回答がいただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種の確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届け出てください。届け出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれかの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

## 普通預金規定（抜粋）「解約等」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更します。）

- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ③ 法令で定める本人確認書類等もしくは確認事項、または前条第1項もしくは第4項で定める当行からの求めによる各種の確認への回答や届出または提出された資料が偽りである場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当行に届出している在留期限を経過した場合
- ⑦ 前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの各種の確認や資料の提出に応じない場合
- ⑧ 前条第1項から第4項に定める取引の制限が、前条第5項により解除されないまま1年を経過した場合

以上